

介 護 保 険
福祉用具購入費支給申請の手引き

指宿市市民福祉部長寿支援課介護保険係

令和8年4月

目次

第1節 介護保険制度の基本理念と福祉用具購入費給付の基本的な考え方.....	3
1 基本理念.....	3
2 支給要件.....	3
3 支給限度額.....	3
4 福祉用具購入の流れ.....	4
5 注意点.....	4
第2節 厚生労働省が定める特定福祉用具の種目.....	5
1 特定福祉用具の種目.....	5
2 腰掛便座.....	5
3 自動排泄処理装置の交換可能部品.....	5
4 排泄予測支援機器.....	6
5 入浴補助用具.....	6
6 簡易浴槽.....	6
7 移動用リフトのつり具の部分.....	6
8 スロープ.....	6
9 歩行器.....	7
10 歩行補助つえ.....	7
11 複合的機能を有する福祉用具で二つ以上の機能を有する福祉用具.....	7
第3節 申請.....	8
1 申請に必要な書類.....	8
2 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書.....	8
3 領収書.....	8
4 カタログ等の写し.....	8
5 福祉用具利用計画書の写し.....	9
6 介護保険被保険者証又は健康保険被保険者証等の被保険者の身分確認証.....	9
7 医学的な所見の確認できる書類の写し（※排泄予測支援機器のみ）.....	9
8 指宿市長宛の請求書.....	9

別添 介護保険福祉用具購入費支給申請様式集

第1節

介護保険制度の基本理念と福祉用具購入費給付の基本的な考え方

1 基本理念

介護が必要な状態となっても、その方の状況に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるようにすることにあります。高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすためには、在宅生活を支えるサービスが適切に提供されるとともに、身体状況に応じた住環境が整えられる必要があります。介護保険制度における福祉用具は、要介護（支援）状態の方の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて給付の対象としています。

2 支給要件

要介護・要支援認定を受けている在宅の方が、都道府県知事等から指定を受けた指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者より購入した特定福祉用具の費用について、自己負担額（1割・2割・3割）を除いた金額を支給します。

※利用者負担の割合は、「介護保険負担割合証」で確認してください。

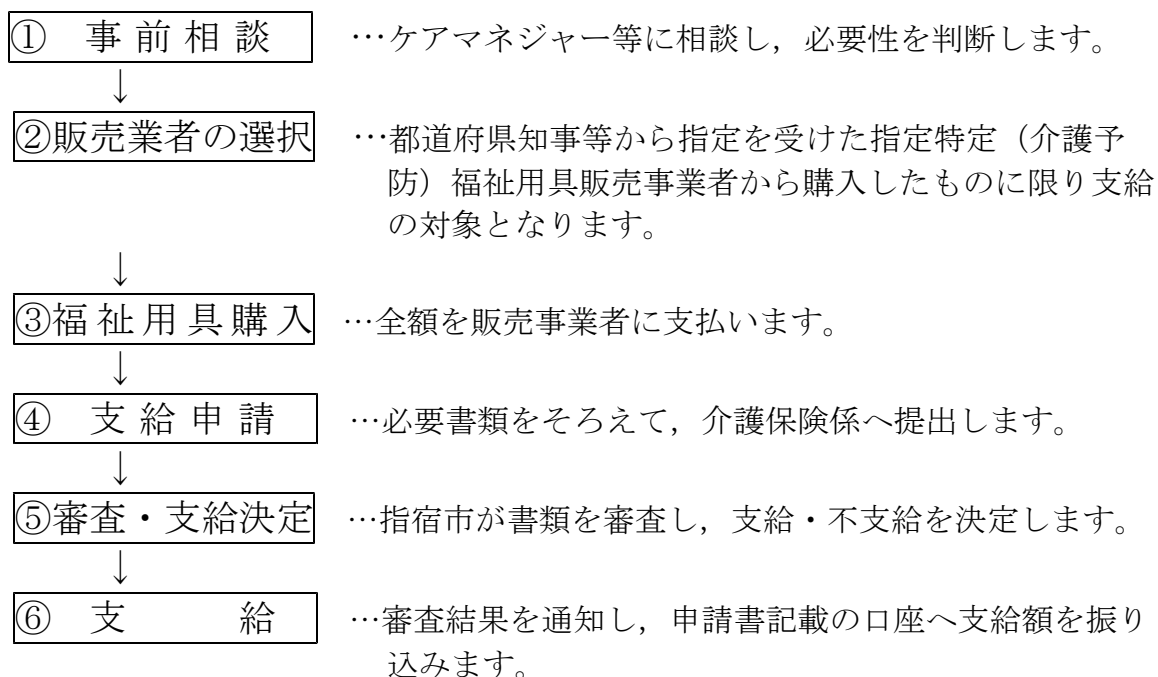
※購入費用の自己負担額は、領収書記載日における負担割合で算出します。

3 支給限度額

要介護状態区分にかかわらず、年度（4月から翌年3月）あたり10万円です。支給限度額の管理は、特定福祉用具の搬入や支給請求を行った年度ではなく、支払いが完了した年度で行います。

支給限度額の範囲内であれば、同一年度内に複数回に分けて申請することもできますが、購入額が年度内に10万円未満であっても、残額を翌年へ繰り越すことはできません。購入額の合計が10万円を超えた場合、その超えた額は全額利用者の負担になります。

4 福祉用具購入の流れ



5 注意点

これまでに購入したことのある特定福祉用具と同じ品目のものは、原則として支給対象になりませんが、以下のやむを得ない事由がある場合は、事前に市に相談することで支給対象となることがあります。

- ・身体状況が大きく変わったことにより、既存のものでは対応できなくなった場合。
- ・用途や機能が異なる場合。
- ・既存の福祉用具が破損した場合。なお、通常使用、経年劣化によらない破損や、単に古くなったことなどにより、利用者が購入を希望する場合は、支給対象にはなりません。

要介護認定等の新規申請中の利用者が購入する場合は、認定結果が出てから申請してください。ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とはなりません。

入院・入所中の利用者が購入した場合であっても、退院・退所後に使用する目的であれば、支給対象となりますが、申請は、退院・退所後に行ってください。なお、退院・退所できなかった場合や一時帰宅を目的とした購入の場合は、支給対象にはなりません。

特注品を購入する場合は、事前に市に相談してください。ただし、特注品の全体が支給対象とならないと市が判断した場合は、販売金額を支給対象額とそれ以外に按分してください。

第2節 厚生労働省が定める特定福祉用具の種目

1 特定福祉用具の種目

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部分
- (3) 排泄予測支援機器（購入告示第三項）
- (4) 入浴補助用具（購入告示第四項）
- (5) 簡易浴槽（購入告示第五項）
- (6) 移動用リフトのつり具の部分
- (7) スロープ（貸与告示第八項）
- (8) 歩行器（貸与告示第九項）
- (9) 歩行補助つえ
- (10) 複合的機能を有する福祉用具で二つ以上の機能を有する福祉用具

2 腰掛便座

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならない。

3 自動排泄処理装置の交換可能部分

自動排泄処理装置の交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パット、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。

4 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。

5 入浴補助用具

① 入浴用いす

座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差を解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

6 簡易浴槽

空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水又は排水のための工事を伴わないもの。硬質の材質であっても、使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。

7 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないもののうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

9 歩行器

歩行が困難なものの歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもののうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器のことで、車輪・キャスターがついている歩行車は除く。

10 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 複合的機能を有する福祉用具で二つ以上の機能を有する福祉用具

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合は、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第3節 申請

1 申請に必要な書類

- (1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) カタログ等の写し
- (4) 福祉用具が必要な理由を確認できる書類（福祉用具利用計画書の写し等）
- (5) 介護保険被保険者証又は健康保険被保険者証等の被保険者の身分証
- (6) 医学的な所見が確認できる書類の写し（※排泄予測支援機器のみ）
- (7) 排泄予測支援機器 確認調書（※排泄予測支援機器のみ）
- (8) 指宿市長宛の請求書（※窓口払いの方のみ）

2 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

申請者は、被保険者本人です。振込口座も本人名義が原則となります。被保険者本人が、購入後申請までに死亡した場合は、申請者欄には相続人代表を記入し、「介護保険給付費受領に関する申立書」を添付してください。

3 領収書

被保険者本人のフルネーム、購入した品目、領収日が記載されているものに限ります。同時に複数購入された場合は、それぞれの商品名と金額を内訳として必ず記入してください。

4 カタログ等の写し

商品名、価格、型番、製造事業者名が記載されているものを提出してください。特注品を購入する場合は、費用の内訳書、図面、完成品の写真を添付してください。

5 福祉用具が必要な理由を確認できる書類（福祉用具利用計画書の写し等）

利用者の日常生活の自立のために、福祉用具を必要とする理由及び使用することでどのように改善できるのかを具体的に記載してください。

書類の内容に疑義が生じた場合には現地確認させていただく場合があります。

6 介護保険被保険者証又は健康保険被保険者証等の被保険者の身分証

提示ができない場合は、委任状が必要です。

7 医学的な所見の確認できる書類の写し（※排泄予測支援機器のみ）

主治医の意見書や介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見等により、被保険者の膀胱機能を確認して提出してください。

8 指宿市長宛の請求書（※窓口払いの方のみ）

請求者は申請者（被保険者）です。日付及び請求金額は記入しないでください。

【問い合わせ先】

〒891-0497

指宿市十町2424番地

指宿市市民福祉部長寿支援介護保険係

TEL：(0993)22-2111

Email：choju@city.ibusuki.jp